

伊藤 眞『民事訴訟法（第6版）』（ISBN：978-4-641-13802-5）補訂情報

本書刊行後に出された重要判例等を中心に、補訂情報を公開いたします。

■87 頁注 109) 末尾に以下を加える。

これに対し、大阪高決平成 30・7・10 判タ 1458 号 154 頁は、移送をしない可能性を認めつつも、当該事案においては、17 条の趣旨にもとづいて移送を否定すべき事情がないとして、専属的合意管轄裁判所へ移送決定をしている。

■195 頁注 48) 末尾に以下を加える。

このような判断基準を適用して、訴訟信託該当性を否定した裁判例として、東京高決平成 31・2・14 金商 1564 号 28 頁がある。

■以上、2019 年 5 月 20 日追加■

■175 頁注 14) 末尾を改行の上、以下を加える。

なお、この判例法理を前提としながらも、地方議会が行った議員に対する出席停止処分が議員報酬の減額につながるような場合には、処分の適否が一般市民法秩序と直接の関係を有するものとして、司法審査の対象となるとする裁判例（仙台高判平成 30・8・29 判時 2395 号 42 頁）がある。最判平成 31・2・14 裁判所ウェブサイト（177 頁注 18 補訂情報）の法理を踏まえれば、差戻しを受けた第 1 審としては、処分取消しおよび報酬請求にかかる本案の審判にあたっては、地方議会の自律的判断を尊重すべきことになる。

■以上、2019 年 4 月 12 日追加■

■98 頁本文第 3 段落末（「……裁量的なものとされている。」）の後に以下を加える。

家庭裁判所に係属する離婚訴訟の争点が原告たる配偶者の有責性にかかる場合において、被告が不貞行為の相手方に対して損害賠償を求めた事件を地方裁判所から当該家庭裁判所に移送した決定を適法とし、併合審理をすることを認めた判例として、最決平成 31・2・12 裁判所ウェブサイトがある。

■177 頁本文第 2 段落末（「……判断をすることができる。」）の後に以下を加え、注 18)は加筆文末尾に移す。

同じく自律権を尊重すべき団体、たとえば地方議会における処分の効力にかかる紛争についても、同様に考えるべきである¹⁸⁾。

■177 頁注 18) 下から 3 行目（「……を採用している。」）の後に以下を加える。

そして、最判平成 31・2・14 裁判所ウェブサイトが、市議会議員に対する嚴重注意処分とその公表が名誉毀損にあたることを主張した損害賠償請求について、それが名誉という私法上の権利利益の侵害を理由とする以上、法律上の争訟に含まれるとしつつ、請求の当否（本案）の判断に際しては、議会の自律的な判断を尊重すべきであるとしているのは、団体の性質の差異を別にすれば、本文の考え方に沿うものと思われる。

これに対し、

■250 頁注 22) 末尾に以下を加える。

また、外国判決の送達（当事者による送達）が受送達者に到達しなかった場合において、118 条（外国裁判所の確定判決の効力）3 号にいう公の秩序との関係で、わが国の送達制度が手続保障としての意義を持つことを説示するものとして、最判平成 31・1・18 裁判所ウェブサイトがある。118 条 3 号との関係については、三項下の補訂情報（541 頁本文末）」参照。

■451 頁注 407) 末尾を改行の上、以下を加える。

なお、最決平成 31・1・22 裁判所ウェブサイトは、刑事訴訟記録等の文書提出義務（457 頁）に関し、原本を検察官が保管し、その写しを都道府県が所持しているときには、所持者たる都道府県の提出拒否が裁量権の逸脱または濫用にあたるかどうかを判断すべきであるとしている（458 頁注 414 補訂情報参照）。写しの所持者たる都道府県の地位を考慮すれば、妥当な判断といえよう。

■458 頁注 414) 末尾を改行の上、以下を加える。

さらに、最決平成 31・1・22 裁判所ウェブサイトは、引用文書 (220①) にあたる場合であっても、引用の事実が当然に公開禁止によって保護される利益を放棄したものとはみなされないから、法律関係文書としての刑事訴訟記録等の提出義務に関する上記の判断枠組が妥当する旨を判示している。ただし、引用の態様を裁量権の逸脱または濫用に関する判断要素として考慮すべきことはあろう。

■541 頁本文末 (「…既判力が認められる。」) の後に以下を加える。

しばしば争われるのは、同条 3 号がいう「判決の内容及び訴訟手続が日本における公の秩序又は善良の風俗に反しないこと」であるが (最判平成 9・7・11 民集 51 卷 6 号 2573 頁参照)、最判平成 31・1・18 裁判所ウェブサイトは、訴訟手続の一環である判決書などの当事者による送達を受送達者に到達しなかった場合であっても、受送達者が判決内容を了知する機会が実質的に与えられたかどうかを基準として、公序に反するかどうかの判断をすべきであるとしている。

■747 頁注 80) 末尾に以下を加える。

刑事手続上の自白の信用性を肯定した原審の判断に経験則違反の違法があるとした最判平成 12・2・7 民集 54 卷 2 号 255 頁も同趣旨と理解できる。

■以上、2019 年 2 月 22 日追加■

■101 頁注 140) 末尾を改行の上、以下を加える。

これに対し、最決平成 30・12・18 裁判所ウェブサイトは、上告審たる高等裁判所から最高裁判所への移送 (民訴 324, 民訴規 203) について、高等裁判所の移送決定が最高裁判所を拘束せず、最高裁判所が移送決定を取り消すことができるとしている。法 324 条にもとづく移送の趣旨を考慮して、法 22 条の拘束力を限定するものであり、妥当な判断である。

■181 頁注 25) 末尾に以下を加える。

もつとも、判例 (最判平成 30・12・14 裁判所ウェブサイト) は、詐害行為取消しの効果が行

為時（贈与金の受領時）に遡及し、期限の定めのない債務として、履行の請求を受けた時に受益者が返還義務の遅滞に陥る旨を判示するが、それは返還義務の内容に関するものであり、返還義務自体は詐害行為取消判決の確定により受領時に遡って生じることを前提としており、訴えの利益の有無に関する判断の基準時たる口頭弁論終結時において将来の給付の訴えとすることと矛盾するわけではない。

■467 頁注 431) 「そして、」から始まる段落の最後を以下のとおり改め、文章を加える。

……妥当な正当な判断である。

↓

……妥当な判断である。しかし、最判平成 30・12・21 裁判所ウェブサイトは、報告義務確認判決が確定しても、それを強制する手段がなく、相手方の任意の履行を期待する以外にないから、確認判決は紛争の解決に資するものとはいえず、それを求める法律上の利益はないとして、原判決を破棄し、訴えを不適法として却下している。確認判決の機能（本書 165 頁）からみて説示には疑問があるが、本判決も相手方の報告義務自体を否定しているわけではないので、今後の運用は、照会内容などについての合理的判断を基礎とする、弁護士会と相手方たる公務所または公私の団体との協議に委ねられることになる。

■740 頁本文末尾に以下を加える。

ただし、移送の拘束力（22 I）が認められないことについては、本書 101 頁注 140 参照。

■754 頁注 98) 末尾に以下を加える。

また、弁護士会照会に対する報告義務確認の利益が認められないことを理由として、本案判決である原判決を破棄し、訴えを却下した例として最判平成 30・12・21 裁判所ウェブサイトがある。

■以上、2019 年 1 月 11 日追加■